

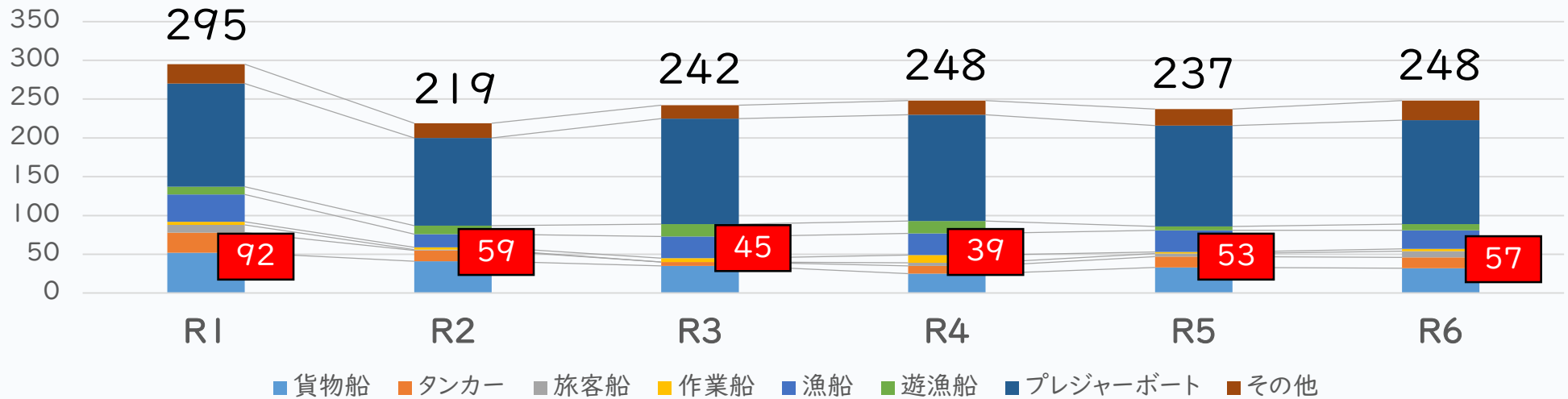
連絡事項

第三管区海上保安本部 交通部

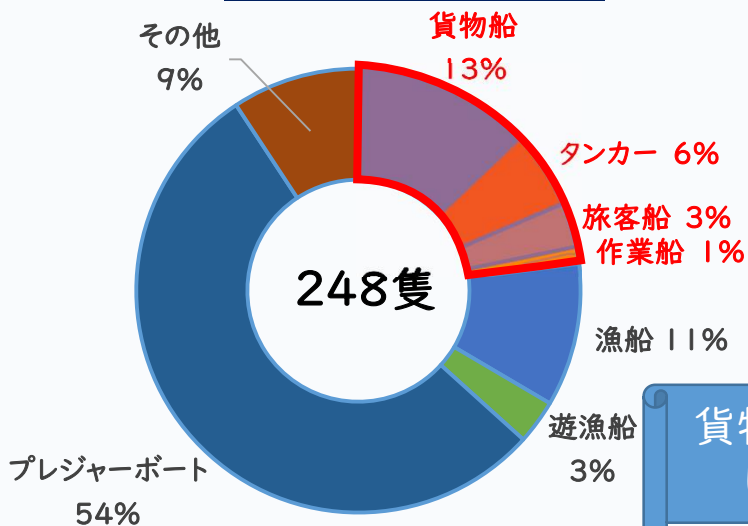
※ 00 貨物船、タンカー、旅客船、作業船の計

海難の推移 (暦年)

【単位: 隻】



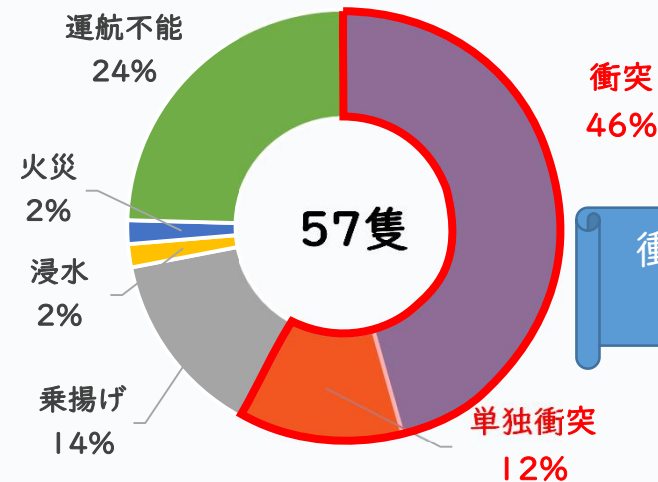
船舶の種類別 (R6)



貨物船等の事故は、約20%

海難の種類別 (R6)

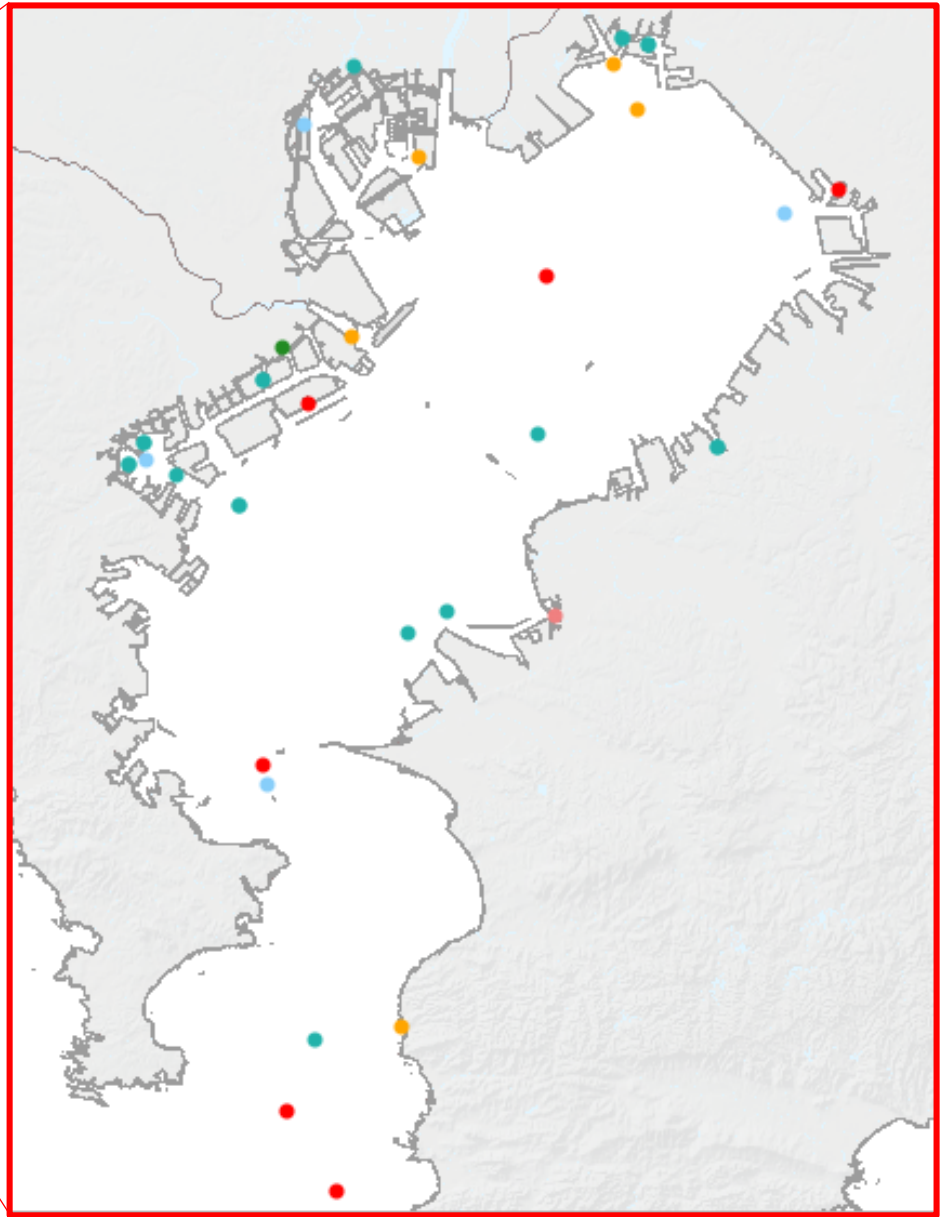
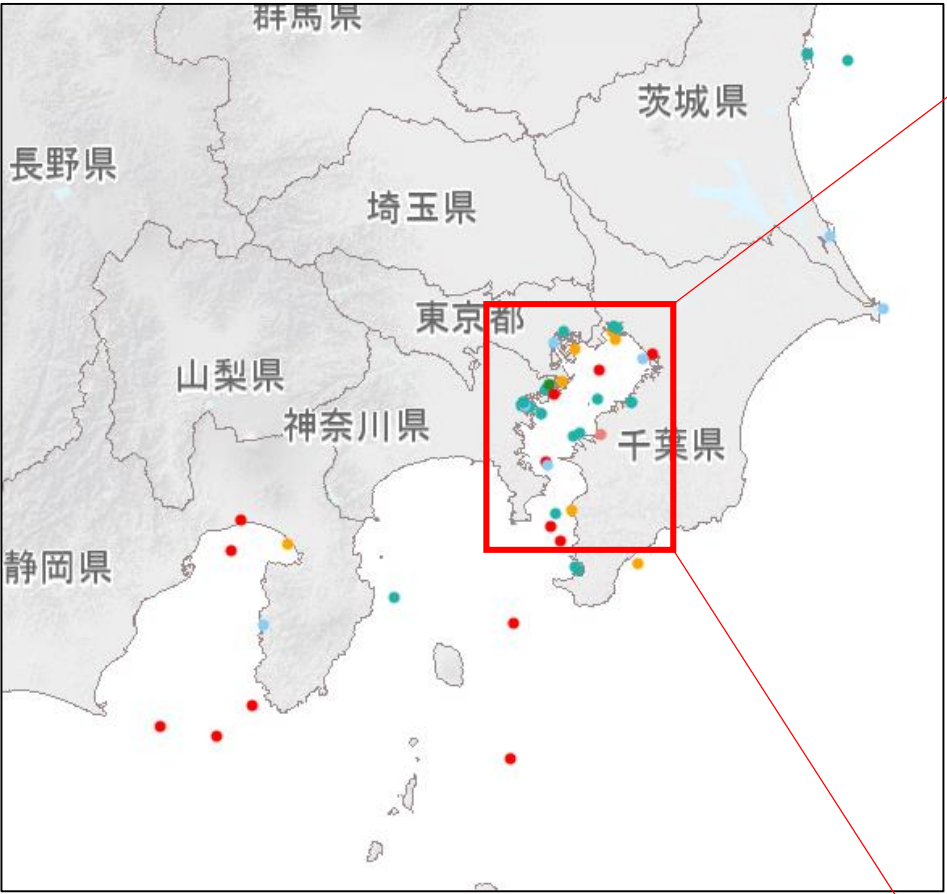
<貨物船、タンカー、旅客船、作業船>



衝突・単独衝突が、約60%

貨物船等海難発生状況 (R6)

東京湾



- 衝突 (Collision)
- 浸水 (Flooding)
- 単独衝突 (Solo Collision)
- 火災 (Fire)
- 乗揚 (Overturning)
- 運航不能 (Operational Failure)

R3.7.1 海上交通安全法等の一部を改正する法律 施行

～ 令和3年7月1日「改正海上交通安全法」が施行 ～

東京湾における 湾外避難・入湾回避等の 勧告・命令制度等について

東京湾

令和3年7月1日「改正海上交通安全法」
が施行され、以下の制度が始まりました

- 湾外避難** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾外への避難等を勧告します。
- 入湾回避** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾への入湾回避を勧告します。
- 走錨防止対策** 強風が予想される場合、東京湾アクアライン周辺海域へ走錨対策の強化等を勧告します。
- 新たな情報提供等** 強風が予想される場合、一定の海域へ東京湾海上交通センターから情報提供等を行います。

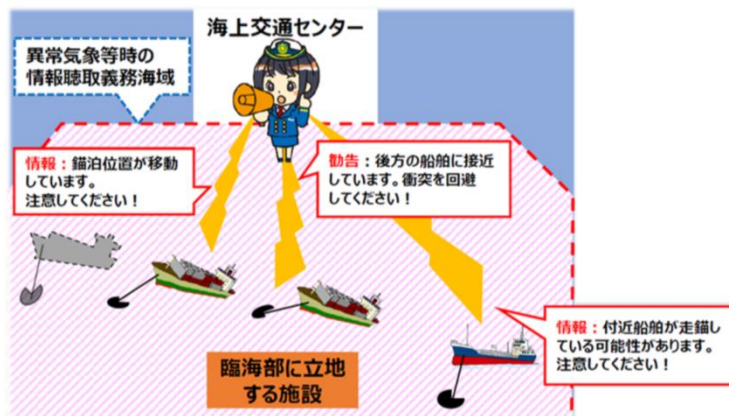
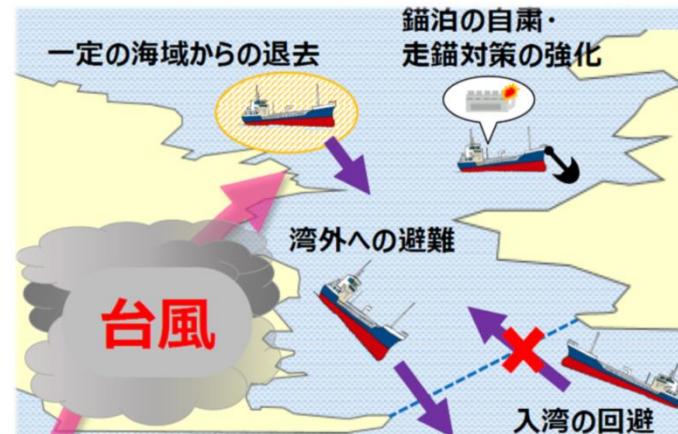
特に勢力が強い台風など

第三管区海上保安本部

湾外避難

入湾回避

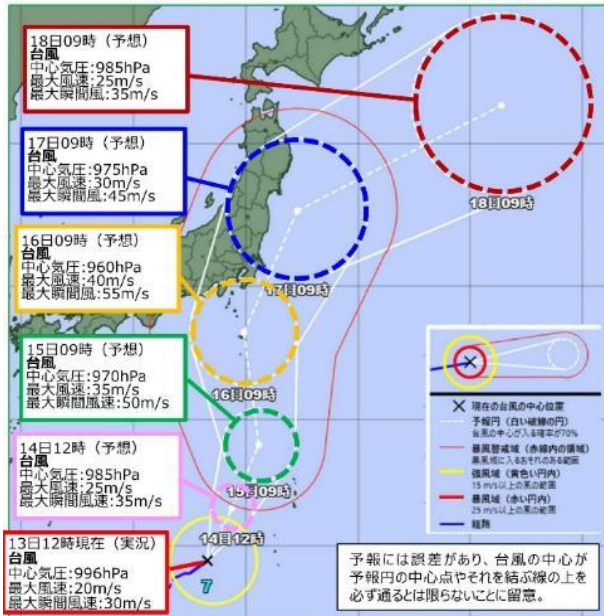
走錨対策強化



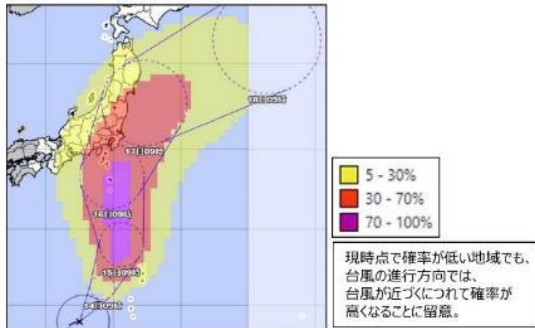
情報提供等

走錨起因事故防止対策について

令和6年台風第7号 東京湾接近にかかる対応



台風予想図(13日12時時点)



台風の暴風域に入る確率(13日12時時点、5日先まで)

日	15日	16日	17日	18日
千葉県	大雨 暴風 波浪			
東京都	大雨 暴風 波浪			
神奈川県	大雨 暴風 波浪			

警報級となる可能性がある期間(13日11時時点)

(■可能性がある、■可能性が高い)



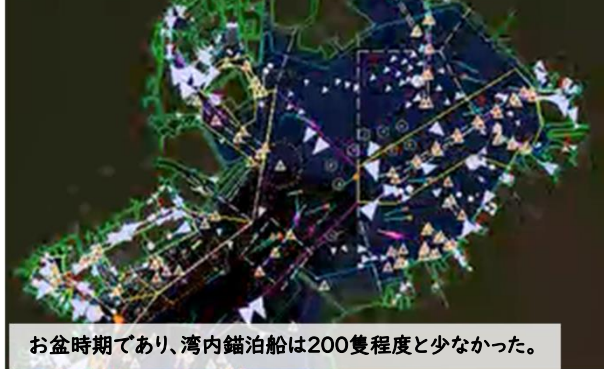
【台風対応の時系列の概要】

- ①湾外避難・入湾回避勧告発出
令和6年8月14日 1300
- ②湾外避難・入湾回避勧告(高リスク船) 発令
令和6年8月14日 1500
- ③アクアライン周辺海域における走錨対策強化勧告 発令
令和6年8月15日 1500
- ④入湾回避勧告(全船対象) 発令
令和6年8月15日 2200
- ⑤湾外避難・入湾回避勧告、アクアライン周辺海域における走錨対策強化勧告 解除
令和6年8月17日0300

湾外避難・入湾回避の勧告

湾外避難した船舶(一例)

14日1500湾外避難・入湾回避勧告発令



17日0400 勧告解除! 1時間後



東京湾・伊勢湾・瀬戸内海(大阪湾含む)において以下の制度が開始されます。

異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度

- 特に勢力の強い台風の襲撃が予想される際、大型船等の一定の船舶に対し、湾外などの安全な海域への避難・入湾の回避を勧告します。
- 台風等の接近の恐れ、湾内等に一定の船舶に対し、一定の海域における錨泊の自粛や走錨対策の強化を勧告します。

一定の海域からの退避

船泊の自粛、走錨対策の強化

海上保安庁、海警、警察関係等、関係機関と連携して、異常な気象・海象が予想される場合、安全な海域への避難・入湾の回避を勧告します。

異常な気象・海象が予想される場合の新たな措置

東京湾に台風が接近する場合

台風の接近が予想される際、次のような勧告に従い、安全な避難等をお願いします。

- ・特別の強い台風(中心気圧980hPa以下)が、一定の大規模船を対象とする湾外への避難・入湾の回避
- ・台風の接近が予想される場合、警区本部長が定める海域に一定の船舶を対象とする錨泊の自粛等の走錨対策の強化

走錨対策の強化

船舶事例!

海上交通センターによる情報提供・危険回避措置の勧告制度

○船舶における船泊等周辺の一定の海域において、航行等する船舶の船舶に対し、定常的な航行防止に関する情報を提供し、その情報に基づいて航行を勧告します。

○船舶同士の異常な接近等を認められた場合に、当該船舶に対し危険回避の勧告を勧告します。

海上交通センター

異常な気象・海象が予想される場合、海上交通センターにおいて、航行等する船舶に対し、定常的な航行防止に関する情報を提供し、その情報に基づいて航行を勧告します。

異常な気象・海象が予想される場合、海上交通センターにおいて、航行等する船舶に対し、定常的な航行防止に関する情報を提供し、その情報に基づいて航行を勧告します。

異常な気象・海象が予想される場合、海上交通センターにおいて、航行等する船舶に対し、定常的な航行防止に関する情報を提供し、その情報に基づいて航行を勧告します。

異常な気象・海象が予想される場合、海上交通センターにおいて、航行等する船舶に対し、定常的な航行防止に関する情報を提供し、その情報に基づいて航行を勧告します。

異常な気象・海象が予想される場合、海上交通センターにおいて、航行等する船舶に対し、定常的な航行防止に関する情報を提供し、その情報に基づいて航行を勧告します。

☑ 湾外避難の勧告

東京湾*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

☞ 高リスク船等*2

十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾*1外の海域へ避難すること。

☞ 高リスク船等*2以外の船舶

東京湾*1外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

☑ 入湾回避の勧告

東京湾*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

☞ 高リスク船等*2

勧告発令以降、東京湾*1への入湾を回避すること。

☞ 高リスク船等*2以外の船舶

台風の強風域が東京湾*1に到達する12時間前以降、東京湾*1への入湾を回避すること。

*1 東京湾

- 千葉県洲埼灯台から神奈川県劔埼灯台まで引いた線以北の海域

*2 高リスク船等

- 長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- 長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船
- 総トン数5万トン以上の危険物積載船（液化ガス船を除く。）
- 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- 積荷積載率が10%以下の船舶



☑ 走錨対策強化の勧告

東京湾アクアライン周辺海域*3において平均風速20m/s以上の強風が予想される場合に発出します。

☑ 東京湾アクアライン周辺海域*3へ錨泊する船舶

- VHF16chの常時聴守、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等を行い、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
- 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

*3 東京湾アクアライン周辺海域(走錨対策強化海域)

東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里円内の海上交通安全法適用海域(東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く)



☑ 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

各対象海域*4において、走錨対策強化の勧告が発出された場合に行います。

東京湾海上交通センターから、対象海域*4に錨泊・航行等する対象船舶*4に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。

また、船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

*4 対象海域及び対象船舶

● LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域(右図①)、総トン数500トン超の船舶

● 東京湾アクアライン海ほたる灯及び東京湾アクアライン風の塔灯から半径2海里円内の海域(錨泊制限海域を除く)(右図②)、長さ50m以上の船舶



沿岸域情報提供システム **すぐに役立つ!** 海の安全情報

Maritime Information and Communication System

海の安全情報で提供している様々な情報

1 緊急情報

海上保安庁が発表する緊急情報をリアルタイムに提供しています。

- 提供情報
 - 地震、津波、ミサイル発射に関する情報
 - 台風、接近、津波の発生に伴う湾内における避難勧告等に関する情報
 - 船舶の衝突、油の流出等の海難・事故に関する情報
 - 船舶の航行の制限・禁止に関する情報など



広域緊急情報



海難の発生

2 海上安全情報

海上工事・海上行事等による交通規制情報等を提供しています。



海上工事

3 気象警報・注意報等

気象庁が発表する気象警報・注意報等をリアルタイムに提供しています。

- 提供情報
 - 特別警報、気象警報・注意報、津波警報・注意報、地方海上警報、電巻注意情報



気象警報・注意報

4 気象現況

日本沿岸の灯台等の航路標識等で観測した気象情報(風向、風速、気圧、波高)を30分間ごとに更新し、提供しています。



気象現況

5 ライブカメラ

航路標識等に設置したライブカメラの動画・画像を提供しています。



ライブカメラ



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

緊急情報配信サービス

事前に登録されたメールアドレスに、海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報、気象現況等を配信するサービスを提供しています。

●配信する情報

- 海上保安庁発表の緊急情報
- 気象庁発表の気象警報・注意報等
- 気象現況



このあとの「緊急情報配信サービスの登録方法」にメールアドレスの登録方法について紹介していますのでご覧ください！



配信メールの一例



緊急情報配信サービスの登録方法

Step1 登録用ページにアクセス

- 下記URLにアクセスしてください。
 スマートフォン・PC向け登録ページ
<https://www.7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html>
 携帯電話向け登録ページ
<https://www.7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>
- 利用規約をご確認いただき、下記アドレスに空メールを送信します。
regist@ap.mics.kaiho.mlit.go.jp
※迷惑メール対策機能をご利用中の方は、ドメイン指定受信設定に「mics.kaiho.mlit.go.jp」を追加して下さい。
- すぐに案内メールが返信されますので、メール本文に記載されたURLをクリックして下さい。

スマホ・PC向け



携帯電話向け



海の安全運動

「海の安全運動」は、海の安全運動推進連絡会議を中心に、官民一体となって海難防止の啓発活動に取り組むものです。

毎年、マリナーを主な対象とした「春・夏・秋の事故ゼロキャンペーン」と一般船舶等を対象とした「霧・台風海難ゼロキャンペーン」を展開しています。

海の事故を防ぐため、みなさんも海の安全について考えてみませんか。目指せ海の事故ゼロ!!



2025年 海の安全運動キャンペーン期間

春の事故ゼロキャンペーン 2025.4.19(土) ▶ 5.6(日)

霧海難ゼロキャンペーン 2025.5.11(日) ▶ 5.31(日)

台風海難ゼロキャンペーン 2025.6.10(日) ▶ 6.30(日)

夏の事故ゼロキャンペーン 2025.7.16(日) ▶ 8.31(日)

秋の事故ゼロキャンペーン 2025.10.1(日) ▶ 10.10(日)

ウォーターセーフティガイド

ウォーターアクティビティ(海辺でのレジャー活動)を安全に無事故で楽しむための総合情報サイトです。



*イメージ図です

ウォーターセーフティガイドで

アクティビティ別の安全情報

地域のローカルルール

アクティビティに関するコラム

等々……



海の安全情報

全国各地の灯台などで観測した気象・海象の現況、海に関する緊急情報などを提供するサイトです。



*イメージ図です

海の安全情報で

灯台などで観測した気象現況

気象警報・注意報など

海の緊急情報

等々……



海の安全運動

2025

“海の安全”

～一人ひとりが考えよう～



目指せ、海の事故ゼロ!!



海上保安庁への緊急通報 **118** 番



海の安全運動推進連絡会議
第三管区海上保安本部 (公社)東京湾海難防止協会



海の安全運動推進連絡会議

第三管区海上保安本部
(公社)東京湾海難防止協会

JMC 日本海事センター
補助事業